

安城市脱炭素先行地域計画策定業務仕様書

1 業務名

安城市脱炭素先行地域計画策定業務（以下「本業務」という。）

2 業務場所

市内一円

3 総則

本仕様書は、安城市（以下「発注者」という。）が実施する本業務について適用するものとする。

本業務は、契約書、契約約款、関係規程及びこの仕様書に基づいて実施するものとする。

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年9月29日（金）まで

5 目的

本市は、中部経済圏の中心である名古屋市から南東約30kmに位置し、豊田市などの内陸型工業都市や、碧南市などの衣浦臨海工業都市に囲まれた愛知県中央部に位置している。土地の利用状況では、日本を代表する自動車産業を中心とする工業地帯に位置するも、市街化調整区域の割合が多く、田畑が多く存置した農工商バランスの取れた市域を形成している。

本市の自治体経営の最上位計画である総合計画（第8次安城市総合計画後期計画）においては、持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標と基本計画における施策の方針を位置付けている。また、2022年度現在策定を進めている第9次安城市総合計画においても、SDGsの実現に向けて取り組むこととしている。

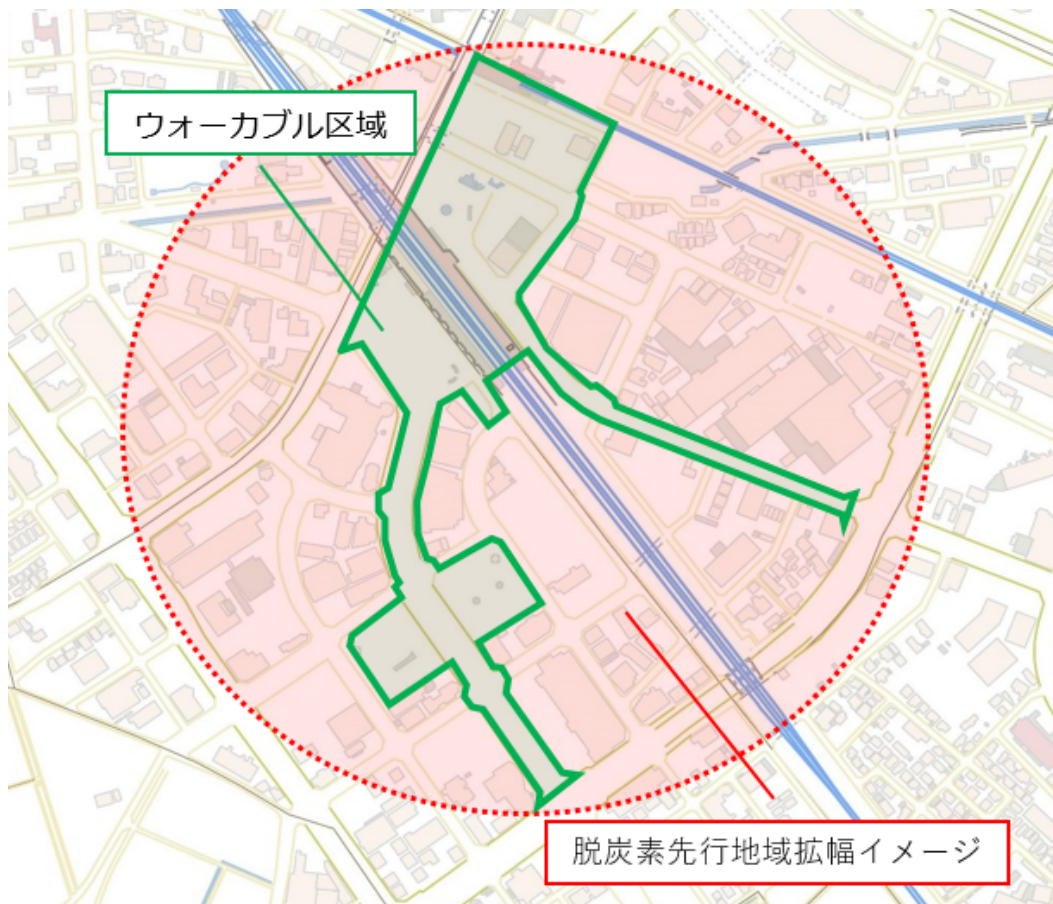
また、環境政策においては、2050年の二酸化炭素排出量のゼロを目指し、市民・事業者と共に脱炭素社会を実現すべく、令和4年5月8日の市制施行70周年発展祭において、ゼロカーボンシティを表明した。そこで、市全域に脱炭素を波及していくための起点として、国が全国各地への普及・展開・実現を目指す脱炭素先行地域づくりの実現を目指し、市民・事業者に対し、脱炭素に向けた力強いメッセージを発信するとともに、実効的な施策に取り組む。

6 事業概要

環境省による第3回脱炭素先行地域の応募に向けて、三河安城エリア（本市都市再生整備計画における三河安城マチナカ協創地区のウォークブル区域を中心として周辺約250,000㎡程度の拡幅を想定）における、民間事業者を中心とする脱炭素先行地域の創出を目指す。本エリアでは、自動車関連企業のオフィスビルなどが集積し、高質な都市機能と人口増加を背景に民間投資が続いており、今後においても民間企業による多目的交流施設の整備が予定され

るなど、街全体が大きなポテンシャルを有している。本業務は、三河安城エリア内の事業所等のエネルギー需要の把握、活用可能な再生可能エネルギー電源の調達可能性を検討し、脱炭素先行地域の創出に向けたシナリオの設定等、必要な情報の把握、とりまとめを行い、脱炭素先行地域計画を策定すること及び国への申請に向けた準備支援を行うものである。

【三河安城エリア】



7 計画期間

令和5年度から令和12年度の8年間とする。

8 応募時期

環境省が定める募集のうち、原則第3回（令和5年2月予定）の募集に応募することとする。第3回の応募が採択とされた場合は、選定の評価を踏まえた計画案の見直しを行う。第3回の応募の計画提案が不採択とされた場合は、本業務範囲内における内容について計画の見直しを行い、第4回（令和5年8月予定）へ再度応募を行う。

9 受注者の義務

受注者は、本業務の遂行にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。また、中立性を厳守しなければならないこと。
- (2) 本業務の実施にあたり、契約書、仕様書、及び発注者の指示に従い業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の技術を発揮できるよう努めること。
- (3) 業務の契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

10 主任技術者

- (1) 受注者は、本業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 主任技術者は、契約に基づき本業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- (3) 主任技術者は、本業務の履行にあたり技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

11 資料の貸与及び返還

発注者は、本業務遂行の上で必要となるデータ及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。

また受注者は、データ及びその他関係資料の貸与を受ける際は、発注者に借用書を提出し、業務完了後直ちに発注者へ返還するものとする。

12 委託内容

(1) 安城市全域の脱炭素に向けたテーマの設定

安城市及び三河安城エリアの特色を十分に分析した上で、市全域へ脱炭素を派生・展開させていくために、脱炭素先行地域としての三河安城エリアの役割及び地域像を設定すること。また、三河安城エリアから派生・展開することによって実現される、市全域の脱炭素都市像とテーマを設定すること。

(2) エネルギー需要量と需要家の分析

三河安城エリアにおける電力需要量について分析を行うこと。また、市全域へ脱炭素を派生・展開するにあたり重要なエネルギー需要家について分析を行うこと。

(3) 脱炭素化の方策の検討

三河安城エリアでの脱炭素化に向けて、再生可能エネルギー電源の供給や省エネルギー転換等の有効かつ実現可能な方策について、洗い出しを行うこと。

(4) 脱炭素先行地域における地域課題の設定

本市が別に作成する関連計画等を踏まえ、三河安城エリアにおける地域課

題を分析・設定すること。

(5) 脱炭素先行地域の提案・設定

(2) で分析した三河安城エリアにおける電力需要量ならびに(3)における再生可能エネルギーの供給量、省エネルギー転換効果等、具体的な定量データを把握、エネルギー需給バランス等を確認し、脱炭素先行地域を設定すること。なお、脱炭素先行地域の設定にあたっては、本市及び電力需要家等の意向も十分踏まえたうえで検討を行うこと。

(6) 脱炭素先行地域選定に向けたシナリオ等の提案

過去の脱炭素先行地域選定結果等を十分に分析した上で、(5)で設定した脱炭素先行地域において、(4)で設定した地域課題の解決等、環境省が定める脱炭素先行地域の選定要件を満たす具体的なシナリオ及び全体のスケジュール案を作成すること。

(7) 概算コストの把握

(6)のシナリオ実現のための概算コストを算出すること。

(8) 民間事業者等の協議に向けた支援

(6)のシナリオ設定に向けた民間事業者等との協議にあたり、再生可能エネルギー電源導入や省エネルギー転換等脱炭素化に向けた手法の提案のための支援を行うこと。

(9) 進捗管理体制の構築

(6)のシナリオ実現にあたり、進捗管理の実施方針及び進捗管理体制を構築すること。進捗管理は、シナリオの実現状況が数値目標等によって定量的に評価できる手法を検討すること。

(10) 脱炭素先行地域応募申請書類の作成支援

(1)から(9)の結果をもとに、脱炭素先行地域応募申請書類の作成支援を行うこと。

(11) 打合せの実施

本業務の実施にあたって、発注者と緊密な連絡関係を構築し、月に1回程度安城市役所にて打合せ協議を実施すること。また受注者はその結果について記録し、発注者に確認すること。

1.3 成果品

納品成果品の概要は下記に示すとおりとする。成果品の著作権については、発注者に帰属するものとする。

(1) 令和4年度

ア 業務報告書 (Word)

- イ 脱炭素先行地域計画本編（第3回応募時点）の電子データ（編集可能なPDFデータ及びWord、Excel）
 - ウ 脱炭素先行地域計画提案書（第3回応募時点）の電子データ（編集可能なPDFデータ及びWord、Excel）
 - エ 脱炭素先行地域計画提案概要（第3回応募時点）の電子データ（編集可能なPDFデータ及びWord、Excel）
 - オ 打合せ議事録
 - カ その他発注者が指示する資料
- (2) 令和5年度
- ア 業務報告書（Word）
 - イ 脱炭素先行地域計画本編（最終版）の電子データ（編集可能なPDFデータ及びWord、Excel）
 - ウ 脱炭素先行地域計画本編（最終版）の図書（A4判製本各5部）
 - エ 脱炭素先行地域計画提案書（最終版）の電子データ（編集可能なPDFデータ及びWord、Excel）
 - オ 脱炭素先行地域計画概要（最終版）の電子データ（編集可能なPDFデータ及びWord、Excel）
 - カ 打合せ議事録
 - キ その他発注者が指示する資料

1.4 手直し

策定業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補足その他の必要な措置を講ずるものとし、その作業に掛かる費用は一切受注者の負担とする。

1.5 検査及び引渡し

受注者は、業務を終了したときは、その旨及び成果品の引渡しを発注者に通知するとともに主任技術者立合いのもと、成果品及びその他の関係資料を整え、納入しなければならない。

発注者は、通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立合いの上、各業務の終了を確認するための検査を終了しなければならない。

1.6 契約代金の支払

「1.2 委託内容」に記載された業務の令和4年度分を完了後、また令和5年度分を完了後の2回にわたり支払いをする。

1.7 契約約款

本契約については、「安城市委託契約約款」に準拠する。ただし、（検査及び引渡し）第3.1条、（契約代金の支払）第3.2条については、本仕様書の記載内容を優先する。

1 8 その他

- (1) 本業務による成果品は、データを含めて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずに使用、他に貸与しないこと。
- (2) 成果物内において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何かしらの申し出がなされた場合は、すべて受注者の責任において対処すること。
- (3) この業務仕様書は、本業務の大要を示したものであり、業務遂行に当たっては、発注者と密接に連絡をとり、疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議の上で決定すること。

1 9 問合せ先

安城市産業環境部環境都市推進課環境政策係
電話 0566-71-2280 (直通)
FAX 0566-76-1184 (直通)
Eメール kankyo@city.anjo.lg.jp